

○小諸市等公平委員会公印規則

昭和42年4月1日

小諸市・浅麓保健衛生施設組合公平委員会規則第1号

改正 昭和57年9月28日組合公平委規則第1号

平成2年3月26日規則第4号

公印の名称、管守者及び形状は、次のとおりとし、この規則に定めるもののほか必要な事項は、小諸市公印規則（昭和31年10月12日規則第14号）の例による。

名称	管守者	形状
小諸市等公平委員会之印	書記	21mm 
小諸市等公平委員会委員長之印	書記	21mm 

附 則

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（平成2年3月26日規則第4号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。